

令和 7 年 11 月 1 日

がん研究会健康保険組合

被保険者・被扶養者各位

がん研究会健康保険組合

(内線: 6700、6701)

保険証廃止後の対応について

健康保険証については、令和 6 年 12 月 2 日に廃止され、マイナ保険証（マイナンバーカード）で受診する仕組みに移行しております。

経過措置として、1 年間は健康保険証が使用できる取り扱いとなっておりますが、令和 7 年 12 月 2 日以降は使用できず、マイナ保険証で受診いただくことになります。

«健康保険証について»

■ **当組合への返却は不要です**

被保険者・被扶養者の皆様ご自身で破棄をお願いいたします。

なお、破棄にあたっては、保険証に記載されている**ご自身の記号・番号を控えていただきま
すよう、お願ひいたします。**

«12 月 2 日以降の医療機関受診について»

■ **マイナ保険証をお持ちの方**

マイナ保険証での受診をお願いいたします。

■ **マイナ保険証を所有していない方**

保険証に代わるものとして、当健保組合から発行される「資格確認書」にて受診いただく形となります。

11 月 1 日時点でマイナ保険証の利用登録を確認できていない方については、11 月中に資格確認書を発行予定です。詳細は、対象者へ改めてご案内します。

※有効期間は 2026 年 3 月 31 日までとなりますので、お早めにマイナ保険証の利用登録をお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、お問い合わせください。

以上